

第2期新潟県新発田市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年9月現在における新潟県新発田市の行政区域とする。面積は5万3,310ヘクタールである。

本区域は次の区域を含むものであるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園
- ・自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域
- ・自然公園法に規定する県立自然公園
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地500）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

なお、次に挙げる区域は本区域には存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然公園法に規定する国定公園
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地

新発田市促進区域図



【 凡 例 】

- 促進区域（1市）
- 鳥獣保護区
 - ①貝屋、②藤塚浜、③清潟、④五十公野公園、
 - ⑤松浦、⑥北股岳、⑦福島潟
- 国立公園
- 新潟県自然環境保全地域
- 県立自然公園
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
 - ①飯豊連峰湿原群、②新潟海岸、③福島潟及び瓢湖
- 特定植物群落
 - ①椽平のサクラ樹林、②二王子山麓のヤマモミジ群落
 - ③本田山の湿原植物、④滝沢の落葉広葉樹林
 - ⑤俎倉山の天然スギ

※国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育地域等は県全域にわたるため地図上の記載を省略。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

新発田市は、越後平野の北部に位置し、県都新潟市に隣接する新潟県北部の中核都市である。本市の北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園、五頭連峰県立自然公園がある。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数のコシヒカリの産地でもある。

② インフラの整備状況

交通インフラの整備状況等については、広域幹線として、高速交通体系の一翼を担う日本海東北自動車道、磐越自動車道、また広域的な交流や連携の促進を図る国道7号、113号、290号、460号等が整備されているほか、JR新発田駅が白新線と羽越本線の結節点であるなど、新潟県内だけでなく首都圏、関西圏、東北圏とのアクセスが確保されている。また、新潟港東港区（以下新潟東港）から約20分、新潟空港から約30分と国内はもとより国際的な玄関口とのアクセスも容易である。

③ 産業構造

新発田市は、古くから肥沃な大地で生産される新発田産米や県内生産量第1位であるアスパラガス、2021年にブランド和牛としてデビューした新発田牛（にいがた和牛）、新発田がゆかりの地であり県内出荷量シェアの高い越後姫など多彩な農畜産物を活用した食料品製造業の出荷額が県内第2位である。本市は古くから、阿賀北地区の政治・文化の中心都市であり、城下町であったことから、国指定文化財の「新発田城」や国指定名勝「清水園・足軽長屋」、大倉喜八郎の別邸を移築した「蔵春閣」、少女雑誌等の挿絵の掲載や詩画集の発行で一世を風靡した、抒情画家・蒔谷虹児（ふきやこうじ）の作品を展示する「蒔谷虹児記念館」、第1回先進的なまちづくり大賞や第23回人に優しい地域の宿づくり賞に選ばれた月岡温泉など、多くの観光資源を有している。観光入込客総数は、令和元年は約254万人、令和3年は約121万人（出典：令和3年度新潟県観光入込客統計調査）と推移している。近年は、先述した歴史・文化に根差した多くの観光資源を活用し、観光産業の促進にも取り組んでいる。

④ 人口分布の状況

人口は、令和5年3月末現在で9万2,116人である。過去2年間と比べてみると、令和4年3月末で9万3,271人、令和3年3月末で9万4,315人と年々減少傾向にある。（出典：新発田市推計人口 令和5年10月末時点）

⑤ 教育機関

新発田市には、敬和学園大学、新潟職業能力開発短期大学校、県立新発田高等学校、県

立新発田南高等学校、県立西新発田高等学校、県立新発田商業高等学校、県立新発田農業高等学校、新発田中央高等学校等があり、普通科だけでなく、工業系や商業系、農業系の専門的な知識と技術を有する多数の優秀な人材を育成している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域の産業分野は、雇用者数の約2割（令和2年国勢調査 - 産業大分類別 15歳以上就業者数）、付加価値額の約2割を占める製造業（出典：令和3年経済センサス-活動調査）を中心とした経済構造をなしており、飯豊山系の良質な水資源を活用した食料品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業が集積しており、AI・IoT技術等の活用促進により生産プロセスを改善し、生産性の向上と高付加価値化を図っていく。本市には、新潟職業能力開発短期大学校があり、ものづくりの高度な知識と技術を有する多くの学生が輩出されており、有能な人材が地元の食料品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業への就職を促進することにより、企業の生産性の向上と高付加価値化を図っていく。

製造業だけでなく観光分野では、生産される豊かな食や、県内屈指の観光客数を誇る月岡温泉、新発田城などの歴史資源を活用した観光産業の促進、さらに本地域の特産物を国内だけでなく海外市場へ販路を開拓する地域商社設立の支援を行い、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	10,648 百万円	12,478 百万円	17%

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額

= 709 百万円（新発田市地域牽引事業1件当たりの平均付加価値創出額）

× 1.29 ≒ 915 百万円

地域経済牽引事業計画の想定承認件数 2件

915 百万円 × 2 = 1,830 百万円

(出典：新潟県産業連関表 2015年)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみて地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,243万円(新潟県の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサス-活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4.5%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で4.5%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の給与支給額等が開始年度比で2.6%以上増加すること。

なお(2)、(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 新発田産米、アスパラガス、新発田牛(にいがた和牛)、越後姫などの特産物を活用した食品関連産業分野
- ② 高等教育機関(新潟職業能力開発短期大学校)の人材を活用した成長ものづくり分野
- ③ 新発田城、清水園、月岡温泉等の観光資源を活用した観光分野
- ④ 新発田産米、米菓、清酒などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野

(2) 選定の理由

- ① 新発田産米、アスパラガス、新発田牛(にいがた和牛)越後姫などの特産物を活用した食品関連産業分野
本地域は古くから肥沃な大地で生産される多彩な農畜産物がある。新潟県水稻収穫量

631,000 トン（全国 1 位）のうち、新発田産米は 43,900 トンで県内第 4 位（令和 4 年）である。（出典：令和 4 年産水稻の市町村別収穫量（北陸）（農林水産省））こうした農畜産物を活用した食料品製造業は、市内製造品出荷額（約 1,642 億円）のうち約 55%（約 912 億円）、従業者数は市内製造業従業員数のうち約 55%（3,726 人）を占め、市内製造業のうち最も大きい割合を占める当市の基幹産業である。（出典：2022 年経済構造実態調査 製造業事業所調査）

市内には食料品製造業が集積する「新発田食品工業団地」が整備されており、1,100 名以上の従業者を擁する市内食品産業の拠点となっている。

新発田市では、自信を持っておすすめできる食品などを「新発田ブランド認証商品」として 30 品を認証し、新発田ブランド認証シールの提供や商談会参加者への補助金、海外からの旅行ツアー者への販売、日本中央競馬会（新潟競馬場）での販売、インターネット販売支援、パンフレット・チラシによる県内外への PR といった支援を行っている。また、食品関連事業者も品質向上や販路拡大により、付加価値向上に取り組んでいる。

こうした地域の特性を生かし、新発田産米、アスパラガス、新発田牛（にいがた和牛）などの特産物を活用した食品関連産業分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいる。

② 高等教育機関（新潟職業能力開発短期大学校）の人材を活用した成長ものづくり分野

本地域には、厚生労働省所管で平成 4 年開学の「新潟職業能力開発短期大学校」（以下、職能短大という。）があり、高度な知識、資格を有する有能な人材を毎年約 60 名輩出している。うち本地域企業等への就職者は約 15%、本地域以外の県内への就職者は 45%と 60%以上が、本地域を含む県内に就職し、地域雇用（人材）の供給源となっている。

卒業生は、コンピューター制御された機械を使う生産工場のシステムエンジニアや、電子機器の管理などを行う電気エネルギー制御分野、IT など電子情報技術分野などで活躍している。また、当校の卒業生は、全国的にもレベルが高く、民間企業の技術者も参加する新潟県技能競技大会シーケンス制御作業分野において、参加者 25 名中第 2 位を受賞や、県内教育機関の学生が参加する J S C A（一社）（日本建築構造技術者協会）新潟主催の構造模型コンテストにおいては、12 作品中で優勝している。また、全国の厚生労働省所管の教育機関の学生が参加するポリテックビジョンものづくり競技会シーケンス制御職種においても、参加者 8 名中、金賞、銀賞、銅賞を受賞している。

平成 29 年 2 月 21 日、新発田市と職能短大は、産業等の分野において地元で活躍できる人材の育成や学術技術の向上並びに活力ある地域社会の発展に寄与することを目的として「包括的連携に関する協定」を締結した。期間延長のため、令和 4 年 2 月再締結。

本地域では、50 社以上の地元会員企業、商工会議所及び新発田市・胎内市を構成員

とする「新潟職能短大産業教育振興協議会」を組織しており、優秀な学生への給付型奨学金制度の創設、学生の地域活動への参画や「ものづくり協議会」など各種大会への参加支援、合同就職説明会の開催などで職能短大を支援し、学生の地元企業への就職及び本地域への定住促進のための取組を行っている。

市内企業の技術革新が急速に進められ、高度な技能・技術を有する人材や技術の進歩を理解できる知識人が必要となる中、高度教育機関の人材等を活用して、本地域における成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の促進に取り組む。

③ 新発田城、清水園、月岡温泉等の観光資源を活用した観光分野

本地域には、国指定文化財で日本百名城に認定されている「新発田城」（年間来客数約5万4千人/令和元年）や、新発田藩下屋敷で国指定名勝の「清水園」（年間来客数約2万5千人/令和元年）、童謡「花嫁人形」の作詞者であり抒情画家である露谷虹児の作品を展示する「露谷虹児記念館」（年間来客数約8千人/令和元年）など歴史や文化など地域に根ざした観光施設を有し、令和5年4月に、当市の実業家である大倉喜八郎が東京向島の別邸の一部として建設した蔵春閣を移築・開館し、オープンから3か月で来場者4万人を達成するなど、市街地観光の新たな拠点として運用を行っている。県内市町村別観光客入込数は、令和元年は年間254万2,661人で県内30市町村中第9位、令和3年は120万7,632人で第11位となっている。（新潟県観光入込客統計）

その中でも特に、平成26年に開湯100年を迎えた月岡温泉があり、年間約92万人の来客数（令和元年新潟県観光入込客統計）となっていて、温泉の観光客入込数では30市町村中3番目に多く県内有数の温泉地となっている。新発田産コシヒカリや新発田牛、越後姫など本地域の特産物を使った多彩な食が提供され、新発田市への集客の一端を担っている。月岡温泉では、従来の旅館滞在型の団体旅行から、近年の温泉街自体を楽しむ個人型、グループ型の旅行形態への移行に対応するため、旅館事業主が出資する会社を設立し「歩いて楽しい温泉街」を形成するため空き店舗をリノベーションし、新潟県の酒や食を体験できる店舗のプロデュースに取り組んでおり、これまでに日本酒、海産物、発酵食品、米菓などの体験・購入店舗など、令和4年度までに9店舗を立ち上げ、温泉街再生に大きな効果が生まれており、第1回先進的まちづくり大賞の最高賞にあたる国土交通大臣賞や、第23回人に優しい地域の宿づくり賞の最高賞に当たる厚生労働大臣賞を受賞している。また、新発田市では、月岡温泉活性化のため足湯施設維持管理負担や源泉維持管理補助、環境整備などの支援を行っている。

そのほかにも、新発田市では観光施設への入館料補助や施設を使ったお茶会などのイベントを開催し集客の増加を図っている。

こうした本地域の観光資源を活用した観光分野の地域経済牽引事業の促進に取り組んでいく。

④ 新発田産コシヒカリ、米菓、清酒などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野

5(2)①でも記述したが、本地域は古くから肥沃な大地で生産される多彩な農畜産物がある。新潟県水稲収穫量 631,000 トン（全国 1 位）のうち、新発田産米は 43,900 トンで県内第 4 位（令和 4 年）である。（出典：令和 4 年産水稲の市町村別収穫量（北陸）（農林水産省））米菓についても、出荷額 2,186 億円（出典：令和 3 年経済センサスー活動調査（経済産業省））で全国第 1 位の新潟県において、本地域には三幸製菓(株)新発田工場と(株)栗山米菓新発田工場が立地している。

また、飯豊山系から流れる加治川水系のきれいで豊富な水と地元で生産される優良な米があることで、酒蔵の件数についても県内 88 件中 4 件と 30 市町村中 5 番目に多い。（出典：新潟県酒造組合一蔵元紹介）

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、これらを生産する本地域の農林水産業、食品関連産業の更なる成長のためには、国内だけでなく海外市場もターゲットとし、輸出の促進を図る必要がある。

本地域では、平成 28 年度から「新発田版DMO」設立に向けた取組を実施しており、(一社)新発田市観光協会は、平成 29 年 5 月に観光庁から「日本版DMO候補法人」として登録された。

新発田版DMOでは、月岡温泉など本地域の観光資源を活用し、外国人観光客の誘客（インバウンド）と本地域の特産物である農林水産物及びその加工品の輸出促進（アウトバウンド）を同時に行う取組を推進しており、市長のトップセールスで、主に台湾をターゲットとした新発田産コシヒカリの輸出促進を図っている。また、菓子などの食品加工品の輸出促進を図るため、台湾での商談会展や外国人バイヤー招へい等に取り組んでおり、今後は地域商社等の設立を支援し、新たな販路拡大と付加価値の向上を推進することとしている。

実績としては、現在北海道の企業と連携、世界 6 都市への米の輸出を行っている。新発田市産米の輸出量は、年々増加しており、令和 4 年産米で 306 トン（過去最高）となっている。また、台湾で農産物等の輸出促進と月岡温泉を中心とした観光誘客PRを行うため、観光・物産博等イベントへ出展を行っている。ほかにも、バイヤーの招へい事業として、台湾のホテル・旅館組合 19 社、台湾旅行社 2 社、現地アドバイザー企業 2 社、台湾雑誌社 1 社、産業事業者 9 社が参加し、市内の観光素材、産業・観光施設の視察を行いマッチングできそうな企業へ営業活動を行っている。今後、台湾の高級スーパーへ新発田の特産物を卸すことにもなっている。

こうした新発田産コシヒカリ、米菓、清酒などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野の地域経済牽引事業の推進に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野における事業者の取組を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切に事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で、事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 設備投資に対する支援施策

「新発田市企業立地促進条例」により、一定要件のもと土地及び工場等取得費に対する助成や新規雇用に対する助成を行う。

② 固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例に基づき、制度を運用する。

③ 不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備

地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の軽減措置を講ずる条例に基づき、制度を運用する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 新発田市が保有するデータの公開

新発田市が公開しているオープンデータについて、企業のニーズに合ったデータ項目の追加等を行う。

なお、オープンデータの公開に当たっては、個人情報保護法、新発田市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護を徹底する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 新発田市商工振興課、新潟県産業労働観光部産業立地課が窓口となり、事業者の抱える課題解決のための相談の対応を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 新潟県との連携

各種規制事項をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続きについては、県と市町村の双方に関係する事項も存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図りながら対応する。

② 事業承継支援

地域経済牽引企業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。このため、後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないように、新発田商工会議所及び地域金融機関と連携しながら、事業承継に対する支援等について周知を行う。

③ スタートアップへの支援

スタートアップ企業によるイノベーションの創出は、当市の新たな技術の開発や産業の活性化に必要であることから、新発田市シェアオフィス「キネス天王」を活用し、オフィス開設助成金の支給や、ワーキングスペースの提供、既入居企業や大学からの経営・技術支援等により、市と民間が連携することで、スタートアップ企業の成長や継続的で安定した経営を支援していく。

④ 技術支援・DX支援等

当市の基幹産業は食料品製造業であり、地域経済牽引事業を促進するにあたり、企業のさらなる生産性向上や新たな技術開発、DX化による企業の競争力の向上が必要不可欠となるが、中小企業等においては、それに充てる資金や人材不足により、その動きは停滞気味である。その現状を踏まえ、「市内DX推進事業」を新たにスタートし、DX化への資金支援を行うほか、「キネス天王」入居企業と連携し、市内企業への技術支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度（初年度）	令和7年度～10年度（最終年度）
【制度の整備】		
① 設備投資に対する支援施策	運用	運用 ※必要に応じて改正・制度創設
② 固定資産税の減免措置の創設	運用	運用
③ 不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
① 新発田市が保有するデータのオープン化	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
① 相談窓口の設置	運用	運用

【その他】		
① 新潟県との連携	運用	運用
② 事業承継支援	運用	運用
③ スタートアップへの支援	運用	運用
④ 技術支援・DX支援等	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県と新発田市に加え、公設試験研究機関や産業支援機関、商工会・商工会議所、大学、金融機関など地域の支援機関がそれぞれ連携を図りながら支援の効果を高めていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 新潟県工業技術総合研究所

企業の技術的な課題に対する相談や製品開発やクレーム解決等で必要となる様々な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付や操作講習の実施等の技術支援を行う。企業から研究テーマを公募し、企業と共同で研究開発、国などの競争的資金を獲得した事業等に関する研究開発、企業ニーズに基づいた課題解決のための研究、地域産業の技術的な課題について研究などの様々な研究開発を行う。将来性を見込める有望な産業や成長分野への参入促進に向けた検査研究の実施、セミナー、研究会を通じた情報提供やコンソーシアムの構築等を行う。研究成果発表会やセミナー等の開催を通じた最新技術の情報提供等を行う。起業化センター（インキュベーション施設）の整備及び提供、入居者への技術支援や相談対応等による支援を行う。

② 新潟県農業総合研究所

2つの共通基盤部門、4つの研究センター及び3つの農業技術センターから成り、地域の特性を活かし、実需者ニーズをとらえた新品種育成や新食品開発の開発及び生産・加工技術等の幅広い試験研究を実施しているほか、産学官連携による共同研究や県内の食品企業や農業者を直接支援するための民間受託研究を行っている。また、県内事業者が食品研究センターの保有する製造機械、研究備品及び試験室を貸し出す制度があり、県内食品産業の支援に資する役割を有している。

③ 新潟県醸造試験場

酒造好適米「越淡麗」を生かした醸造技術の開発や輸出に適した酵母の開発や酒造場への冬季の臨場指導や新潟県酒造組合実施事業への協力等の酒造技術の研究開発・技術支援を行う。越淡麗生産者全ての試料分析及び品質向上のための基礎資料の作成をするなど原料対策を行う。新潟県酒造組合が運営する新潟清酒学校への講師派遣し、人材の育成を行う。

④ 公益財団法人にいがた産業創造機構（N I C O）

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援事業を行っている。

⑤ 新潟県立新潟テクノスクール

地域産業を支える人材の育成として、「人材養成」・「再就職支援」・「学習企画支援」の3つを柱に、機械・電気・自動車整備・溶接等の能力開発により、企業が求める人材を供給していく。また、企業への指導員派遣や施設の貸し出し等により、在職者の人材育成・開発を支援していく。

⑥ 中小企業大学校三条校

地域企業の技術力向上や事業の高度化につながる人材を育成するために、経営・管理・運営・財務・営業等幅広い分野の研修を行う。

⑦ 敬和学園大学

新発田市と包括連携協定も締結しており、地域などと連携し様々な産業・観光振興及びまちづくりなどの事業に取り組んでいる。

⑧ 新潟職業能力開発短期大学校

本校には、生産技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科、住居環境科の4科が設置され、様々な研究や実験、実習を行い、即戦力となる優秀な技術者を毎年地域に輩出している。また、地域企業のニーズに合わせた技術者育成セミナーの実施、1企業の要望に合わせたオーダーメイドセミナーの実施、本校の教員が企業のものづくりに対し、受託・共同研究を行い、ものづくりに関する専門的で高度な知識・技術の提供を行う。

⑨ 新発田商工会議所、豊浦商工会、紫雲寺商工会、加治川商工会

経営・金融・労働・法律など経営に関する相談、新規創業支援、商工業に関する技術・技能の普及活動等を行う。

⑩ ハローワーク新発田

各関係機関とも連携し、新規雇用の促進に向けて企業への訪問などを行うとともに、高校生向けの情報発信及び学校関係との情報共有など人材確保への取組を行う。併せて、U I Jターンによる優秀な人材の確保のために、表参道・新潟館ネスパス内の「にいがたUターン情報センター」と連携し、首都圏の学生・社会人などを対象に移住相談会や就職セミナー等を実施することにより、本市の魅力を積極的に発信し、U I Jターンを促進していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進にあたり、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）を遵守するとともに、新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念及び新発田市環境基本条例第3条と同基本計画に基づき、当市の優れた環境を保全し、事業特性や地域の環境特性に配慮する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じ住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、促進区域の事業活動によって生ずる産業廃棄物については、担当課と連携し、環境の保全に配慮した対策を講じる。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県県民生活・環境部環境企画課との調整を行ったうえで策定したものである。また、本区域内には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地500）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等が存在するため、これらの地域での整備の実施に当たっては、新潟県自然環境部局と、磐梯朝日国立公園及び国指定福島潟鳥獣保護区においては、環境省東北地方環境事務所とも十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、環境の保全に影響がないよう十分配慮することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境の保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪・交通事故等が増加することがないように、市民が安心・安全に暮らせる地域社会を作ることが大切である。

そのため、本市では、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「新発田市犯罪のない安心・安全のまちづくり条例」、「新発田市暴力団排除条例」に基づき、行政ならびに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、当該条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

① 防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等。

③ 従業員等に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力。

⑤ 交通安全施設の整備

ア.交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。

イ.交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等。

⑥ 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等。

⑦ 地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。

⑧ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への迅速な連絡・通報体制の整備等。

⑨ 警察署との連携

大規模開発等に伴う道路計画や一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際に、交通安全の観点から警察署と事前に協議を行い進める。

⑩ サイバーセキュリティへの対応

企業等におけるサイバーセキュリティの意識と対策の強化等。

(3) その他

P D C A体制の整備

毎年度、県と市町村において、地域経済牽引事業の実施状況及び基本計画の進捗状況を把握しその効果を検証する。これらを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しや制度整備に関する検討を行い所要の措置を講ずる。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「新潟県新発田市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。